

自主点検表・自己評価リスト【令和8年度版】

保育所運営（私立）

【施設名： 中央大橋保育園】

記入者

職名

園長

氏名

田中章宏

項目	自主点検事項	評価	関係法令等	確認書類等
1 職員の状況	① 施設長について 勤務実態 ☒ 常時業務に専従 ☐ 他の業務と兼務（具体的業務内容を下記に記入） ② 施設長は、保育所の役割や社会的責任を遂行するために、法令等を遵守し、保育所を取り巻く社会情勢等を踏まえ、施設長としての専門性等の向上に努め、保育の質及び職員の専門性向上のために必要な環境の確保に努めていますか。 ③ ア 職員の配置状況は、配置基準を満たしていますか。 0歳児 おおむね3人につき1人 1・2歳児 おおむね6人につき1人 3歳児 おおむね20人（新基準※：15人）につき1人 4歳以上児 おおむね30人（新基準※：25人）につき1人 ※新配置基準による職員配置の数は当面の間、経過措置となります。 イ 上記アに関わらず、保育に従事する職員を常時2人以上配置しています ④ 最低基準上の定数の一部に短時間勤務の保育士を配置している場合、次に掲げる条件を全て満たしていますか。 ※短時間勤務の保育士とは、常勤の保育士（当該保育所等の就業規則において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1か月に勤務すべき時間数が120時間以上であるものに限る。）に達している者又は当該者以外の者であって、1日6時間以上かつ月20日以上勤務する者）以外の者。 ア 常勤の保育士が各組や各グループに1人以上（乳児を含む各組や各グループに係る最低基準上の保育士定数が2人以上の場合は、1人以上ではなく2人以上）配置されていること イ 常勤の保育士に代えて短時間勤務の保育士を充てる場合の勤務時間数が、常勤の保育士を充てる場合の勤務時間数を上回ること（常勤換算値	☒ 適 ☐ 否 ☒ 適 ☐ 否 ☒ 適 ☐ 否 ☒ 適 ☐ 否 ☒ 適 ☐ 否	・特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う実施上の留意事項について（平成28年8月23日府令第571号（他）→以下「留意事項」 別紙2Ⅱ1(2)（イ） ・保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示第117号）→以下【保育指針】第5章2 ・前橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年前橋市条例第38号）→以下「最低基準条例」 第36条 ・保育所における短時間勤務の保育士の取扱いについて（令和3年3月19日子第0319第1号）	保育所長設置保育加算認定碎令・出勤簿・給与台帳・休暇簿 職員会議録 勤務割表（ローテーション表）等

項目	自主点検事項	評価	関係法令等	確認書類等																																	
⑤	公定価格上の基本分単価に含まれる配置基準について ア 2・3号認定児の利用定員が90人以下である場合、1人加配していますか。 イ 保育標準時間認定児を受け入れる場合、1人加配していますか。 ウ 上記の定数に加えて非常勤保育士を加配していますか。 ○下記一覧の中で、貴施設において受けている加算項目にチェックを入れてください。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>加算項目</th> <th>配置人数</th> <th>1人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>✓ チーム保育推進加算</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 歳児配置改善加算</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 歳児の配置を20:1から15:1にしている場合に加算</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 歳以上児配置改善加算</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 歳以上児の配置を25:1にしている場合に加算 (チーム保育推進加算算定施設は除く)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1 歳児児童割補助 (施設運営補助金 市単)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1 歳児の配置を6:1から5:1にしている場合に加算</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>非常勤職員氏名</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>療育支援加算</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>高齢者等活躍促進加算</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	加算項目	配置人数	1人	✓ チーム保育推進加算			3 歳児配置改善加算			3 歳児の配置を20:1から15:1にしている場合に加算			4 歳以上児配置改善加算			4 歳以上児の配置を25:1にしている場合に加算 (チーム保育推進加算算定施設は除く)			1 歳児児童割補助 (施設運営補助金 市単)			1 歳児の配置を6:1から5:1にしている場合に加算			非常勤職員氏名			療育支援加算			高齢者等活躍促進加算			適 ☐ 否 ☐ 適 ☐ 否 ☐ 適 ☐ 否 ☐	・留意事項別紙2Ⅱ1(2)ii ・公定価格に関するFAQ ・留意事項第4	
加算項目	配置人数	1人																																			
✓ チーム保育推進加算																																					
3 歳児配置改善加算																																					
3 歳児の配置を20:1から15:1にしている場合に加算																																					
4 歳以上児配置改善加算																																					
4 歳以上児の配置を25:1にしている場合に加算 (チーム保育推進加算算定施設は除く)																																					
1 歳児児童割補助 (施設運営補助金 市単)																																					
1 歳児の配置を6:1から5:1にしている場合に加算																																					
非常勤職員氏名																																					
療育支援加算																																					
高齢者等活躍促進加算																																					
⑥	各施設・事業所の就業規則で定めた勤務時間を下回る者のうち、1日6時間以上かつ月20日以上勤務する保育士についても、⑤と同様に取り扱うこととしていますか。	適 ☐ 否 ☐ 非該当 ☐	・公定価格に関するFAQ																																		
⑦	地域子ども・子育て支援事業の実施にあたり、必要な保育士等を加配していますか。 ・加配人数 (2 人) (地域子ども・子育て支援事業名:)	適 ☐ 否 ☐ 非該当 ☐	・留意事項第4																																		
⑧	主任保育士について ア 委託費における「主任保育士専任加算」の適用 イ 加算が適用される保育所にあつては、配置基準及びその他加配が必要な事業における保育士に加え、保育士を配置すること。 ウ 加算が適用される保育所にあつては、主任保育士を担任としないこと。 ※1月を超えて担任の兼務が継続している場合は加算適用外 エ 地域の子育て支援活動を複数実施していますか。	有 ☐ 無 ☐ 適 ☐ 否 ☐ 適 ☐ 否 ☐ 適 ☐ 否 ☐	・留意事項第4、別紙2VI																																		
⑨	調理員は配置していますか (調理業務の全部を委託する場合は除く)。 注: 2・3号認定に係る利用定員が40人以下の場合は1人、151人以上の場合は3人、それ以外の場合は2人	適 ☐ 否 ☐ 非該当 ☐	・留意事項別紙2Ⅱ																																		

項 目	自 主 点 検 事 項	評 価	関 係 法 令 等	確 認 書 類 等
⑩	職員名簿、保育士登録証等資格書類の写し、出勤簿(又はタイムカード)、休暇簿、超過勤務命令簿及び出張命令簿は整備されていますか。	☒ 適 ☐ 否	・最低基準条例第18条	職員名簿、出勤簿(タイムカード)、休暇簿、超過勤務命令簿、出張命令簿
⑪	保育士は他の業務、又は他の施設等に兼務していますか。(兼務する場合は、利用児童の保育に支障がなく、必要な施設や人員の基準を満たすことが必要となります)	☒ 適 ☐ 否	・最低基準条例第10条	
⑫	保育士登録を受けていない者を最低基準上の保育士として保育に従事させていませんか。	☒ 適 ☐ 否	・児童福祉法第18条の18、第18条の23 ・保育所における乳児に係る保育の配置基準の見直し等について(平成10年4月9日児発第305号)	保育士登録証(保育士資格証は不可)
	また、保育士登録を受けていない者で、最低基準上の保育士とみなされる者は、次の要件を満たしていますか。	☐ 適 ☐ 否	・保育所等における保育士配置に係る特例について(平成28年2月18日雇児発0218第2号)	
	保健師、看護師又は准看護師(1人に限る)※乳児が3人以下在籍している保育所の場合、保育士と合同で保育を行うとともに、保育に係る一定の知識や経験を有すること。	☒ 非該当 ☐ 該当	・最低基準条例附則3	看護師免許証等
	幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者	☐ 該当	・最低基準条例附則5	幼稚園教諭等の普通免許状
	市長が保育士と同等以上の知識及び経験を有すると認める者(算定上必要な保育士が1人となるとき等)	☐ 該当	・最低基準条例附則4、6	証明する書類
⑬	非常勤職員・臨時職員の雇用に当たっては「雇用通知書」の交付又は「雇用契約書」の締結をしていますか。	☒ 適 ☐ 否	・労働基準法第15条 ・労働基準法施行規則第5条	雇用通知書等
⑭	非常勤職員・臨時職員に交付する「雇用通知書」又は「雇用契約書」には、明示すべき労働条件が漏れなく記載されていますか。 必要な事項： ア) 労働契約の期間に関する事項 イ) 契約の更新の有無及び更新の基準(期間の定めがある場合) ウ) 就業の場所、従事すべき業務に関する事項 エ) 始業・終業時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇、就業時転換に関する事項 オ) 賃金の決定、計償、支払の方法、賃金の締切り、支払の時期、昇給、賞与、退職金に関する事項 カ) 退職に関する事項(解雇の事由を含む)	☒ 適 ☐ 否	・労働基準法第15条 ・労働基準法施行規則第5条 ・パートタイム労働法第6条	
⑮	非正規従業員から通常の労働者へ転換する機会を整えていますか。 また、有期労働契約が更新されて通算5年を超えたとき、従業員からの申込みがあった場合は、期間の定めのない労働契約に転換していますか。	☒ 適 ☐ 否	・短時間労働者の雇用管理の改善に関する法律第13条 ・労働契約法第18条	
⑯	嘱託医及び嘱託歯科医は設置され、契約の締結又は委嘱状の交付はされていますか。	☒ 適 ☐ 否	・最低基準条例第36条 ・保育所における嘱託歯科医の設置について(昭和58年4月21日児発第284号)	嘱託医等の契約書、委嘱状

項目	自主点検事項	評価	関係法令等	確認書類等
2 職員研修	① 職員の資質向上のため、職場内での研修の充実を図るとともに、外部研修を活用していますか。 ② 研修終了後報告をさせ、研修で得た知識及び技能を他の職員と共有することにより、保育所全体としての保育実践の質及び専門性の向上に努めていますか。 ③ こどもの人権・人格を尊重する保育についての教育・研修を行い、子どもの人権に配慮した保育になっているか、常に全職員で確認を行っているか。 ④ 参加者に偏りはありませんか。	☒ 適 ☐ 否 ☒ 適 ☐ 否 ☒ 適 ☐ 否 ☒ 適 ☐ 否	・社会福祉法第90条第1項（第89条2項2号準用） ・最低基準条例第9条 ・保育指針第5章3、4 ・保育指針第1章1(5)ア	研修復命書等
3 職員の健康管理	① 職員（非常勤・臨時職員を含む）の雇入れ時に健康診断を実施していますか。また、その費用は事業者が負担していますか。 ② 職員の健康診断（人間ドックを含む。）は、毎年定期的に実施していますか。 実施日： R8. 5. 25 から R8. 9. 4 ③ 調理、調乳等に従事する職員の検便を実施していますか。	☒ 適 ☐ 否 ☒ 適 ☐ 否 ☒ 適 ☐ 否 ☒ 適 ☐ 否	・労働安全衛生法第66条 ・労働安全衛生規則第43条 ・労働安全衛生規則第44条 ・最低基準条例第16条 ・最低基準条例第16条	職員健康診断結果（記録） 検便実施記録
4 給与等の状況	① 正規の手続きを経て、給与規程を整備していますか。 ② 給与に関する規程が整備され、その規程により適正な給与水準が維持されている等人件費の運用が適正に行われていますか。 ③ 初任給、定期昇給、手当について職員間の均衡がとれていますか。 ※一部職員にのみ他の職員と均衡を失う取扱いがされていないこと。 ④ 施設長等の給与が当該施設の給与水準に比較して極めて高額となっていないせんか。 ⑤ 各種手当は規定に基づき支払っていますか。 ⑥ 割増賃金（超勤手当、休日勤務手当、夜勤手当）は、勤務命令に基づき算出経過を明らかにしたうえで支給していますか。 ⑦ 非常勤・臨時職員（パートタイム等）など短時間・有期雇用労働者の賃金は、職務の内容、経験その他の事項を勘案して決定するよう努めていますか。	☒ 適 ☐ 否 ☒ 適 ☐ 否 ☒ 適 ☐ 否 ☒ 適 ☐ 否 ☒ 適 ☐ 否 ☒ 適 ☐ 否 ☒ 適 ☐ 否	・労働基準法第89条第2号 ・子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について（平成27年9月3日府令第254号他）1(2) ・子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について「の取扱いについて（平成27年9月3日府令第255号他） ・短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律第10条	給与規程 給与台帳 各種届出（扶養、通勤、住宅） 時間外勤務命令（実績）簿

[illegible]

項 目	自 主 点 検 事 項	評 価	関 係 法 令 等	確 認 書 類 等
⑧	時間外及び休日労働は、職員の代表と書面による協定を締結し、労働基準監督署に届出していますか。(労働基準法36条協定) 直近の届出日 R8. 3. 27 ※ 原則として、月45時間、年360時間を上限とすること。なお、臨時的な特別の事情がある場合でも月100時間、年720時間未満、複数月平均80時間を限度に設定する必要があります。	☒ 適 ☐ 否	・労働基準法第36条	時間外労働・休日労働に関する協定書 (36協定)
⑨	⑧の有効期間は、過ぎていませんか。(1年間) 有効期間 R8. 4. 1 から R9. 3. 31	☒ 適 ☐ 否	・労働基準法施行規則第16条	
⑩	職員(非常勤・臨時職員を含む)の年次有給休暇の付与日数は、労働基準法に定める日数を下回っていませんか。(労使協定締結により、年5日を限度として時間単位での取得可能)	☒ 適 ☐ 否	・労働基準法第39条	休暇簿
⑪	年次有給休暇の未取得日数を、翌年度へ繰越していますか。	☒ 適 ☐ 否		
⑫	年10日以上の年次有給休暇が付与される労働者に対し、5日について、毎年時季を指定して有給休暇を取得させていますか。	☒ 適 ☐ 否		
⑬	賃金の一部を控除(法定控除を除く)している場合、職員の代表と書面による協定を締結していますか。(労働基準法第24条協定) 直近の協定日 H20. 4. 1	☒ 適 ☐ 否	・労働基準法第24条	賃金控除に関する協定書 (24協定)
⑭	育児休業、介護休業、子の看護休暇に関する規程が整備されていますか。法改正に対応した見直しを行っていますか。	☒ 適 ☐ 否	・育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第5～24条	育児休業等規程
⑮	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の改正に伴い、65歳未満の定年を定めている事業主は、65歳までの安定した雇用を確保するため次のいずれかの措置を講じていますか。 ☐ 定年の引上げ ☐ 定年の定めの廃止 ☒ 継続雇用制度の導入 (就業を希望する場合は、再雇用をする。)	☒ 適 ☐ 否	・高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第9条	就業規則